



重要土地規制法の概要と 本法が提起した論点あれこれ

弁護士 坂 和 章 平

1 はじめに

(1) 外国資本による土地買い占めの実態

1980年代後半の日本は空前絶後の土地バブルに湧いていた。土地を買うためなら銀行融資はいくらでもできた。なぜなら、優良物件なら数年経てば倍額での転売だって可能だから。物件は日本だけではなくハワイや米国にもあった。しかも、その値段は日本に比べると相当程度安かった。そんな思惑の中、ジャパンマネーでハワイのリゾート地や米国本土の大邸宅を買う事例も生まれた。ヨーロッパでブランド品を買い漁り、ハワイや米国で土地を買い漁る風景は上品とはいえないものの、このようなジャパンマネー席捲の実害は少なかった。しかし、日本の自衛隊基地周辺や離島の土地が外国資本で買い占められたらどうだろうか。

他方、1980年代に大胆な改革開放政策に切り替えた中国は急速な経済成長を強め、2010年には日本のGDP(国内総生産)比は逆転し、中国(資本)は日本の土地をめざし始めた。中国映画「狙った恋の落とし方。」(2008年)の大ヒットで北海道旅行ブームが勃発したほか、ニセコに代表される大規模リゾート施設や水源・農地の取得、さらに自衛隊基地周辺土地の取得も拡大した。観光立国宣言下で外国人訪日客が増大する中、中国人の購買意欲はすごかった。コロナ禍前の大阪の道頓堀には中国語が溢れ、中国マネーはホテル用地買収等にも向かった。そして、それはさらに全国の自衛隊基地周辺や離島にまで及んだ。そんな状況下の2021年6月16日、重要施設周辺及び国境離島等

における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(以下、「重要土地規制法」または「本法」といい、条数のみを示すときには本法のものとする)が成立した。本法の概要は〈図1〉～〈図3〉のとおりである(内閣府ホームページ「重要土地等調査法の概要」より抜粋)。

(2) 昨今の安全保障をめぐる国内外の情勢

2022年最大のニュースは、2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻である。希望していたNATO(北大西洋条約機構)入りを果たす前の方針的な軍事侵攻(侵略)は、あらためて民主主義国家vs専制独裁主義国家のあり方、国家安全保障のあり方という問題を提起した。

また、10月の中国共産党第20回大会では習近平国家主席が3期目の就任をし、11月の米国上下院の中間選挙では、共和党が下院の過半数を獲得したものの、トランプ元大統領のリーダーシップによる“赤い波”は起きなかつた。そして、同じく11月には、相次いで、①G7外相会合、②ASEAN関連首脳会議、③G20パリ・サミット、④APEC首脳会談が開催され、米中首脳会談や日中首脳会談等が相次ぎ、各国は安全と平和を模索したが、その前途は険しい。

日本国内では、7月8日に凶弾に倒れた故・安倍晋三元内閣総理大臣の尽力によって2015年に平和安全法制が成立したが、それから7年が経過し、ウクライナ問題に言及するまでもなく、台湾を中心とする東アジア、極東、日本を取り巻く安全保障情勢は、「平和憲法さえあればよい」という時代から大きく変化している。

〈図1〉 目的、基本方針の閣議決定

目的／基本方針の閣議決定 等

- **目的**（第1条）：重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止
- **基本方針**（第4条）：①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（経済的・社会的观点から留意すべき事項を含む。）
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項（勧告及び命令に係る行為の具体的な内容に関する事項を含む。）等
- **留意事項**（第3条）：この法律に基づく措置は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。

〈図2〉 対象区域（注視区域と特別注視区域）の指定

対象区域及び調査・規制の枠組み

注視区域（第5条）

- 重要施設の周辺：防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設※1の周辺※2の区域について、告示で個別指定。
※1 生活関連施設：原子力関係施設と空港（自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設）から選定。
※2 施設の敷地周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。
- 国境離島等：国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

特別注視区域（第12条）

- 特定重要施設：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものの周辺の区域について、告示で個別指定。
例）司令部機能、警戒監視・情報機能を有する防衛関係施設 等
- 特定国境離島等：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるものの区域について、告示で個別指定。
例）無人の国境離島

〈図3〉 調査・規制の枠組み

調査（第6条）
(注視・特別注視区域共通)

- **対象**
土地及び建物の所有者、賃借人 等
- **事項**
 - ・ 所有者等：氏名、住所、国籍 等（第7条）
 - ・ 利用状況
- **手法**
 - ・ 現地・現況調査
 - ・ 不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集
 - ・ 所有者等からの報告徴収（第8条）（刑事罰あり）
※ 上記の公簿収集を行った結果、なお必要があると認めるとき

調査

調査結果を踏まえた規制

事前届出（第13条）
(特別注視区域のみ)

- **対象**
土地等の所有権移転等
(売り手・買い手／刑事罰あり)
※ 200m²以上の取引に限定。
- **届出事項**
 - ・ 氏名、住所、国籍 等
 - ・ 利用目的、所在、面積 等

国による買取り

国による買取り

利用規制
(注視・特別注視区域共通)

- **他法令に基づく措置**（第21条）
- **機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令**（第9条）（刑事罰あり）
 - ・ 国による損失の補償（第10条）
 - ・ 国への買入れの申出（第11条）

国による買取り
(注視・特別注視区域共通)

- **国による土地等の買取り**（第23条）
※ 国の努力義務

本稿では、そんな時代状況下で成立した本法の概要と、本法が提起した論点あれこれを示したい。

2 基本方針の閣議決定、対象区域の指定

(1) 基本方針の閣議決定

2022年9月20日の全面施行に先立ち、同月16日に基本方針が閣議決定された。そこで最も注目され（かつ反発された）のは、中止を勧告・命令できる「重要施設・国境離島等の機能阻害行為」として、航空機の離発着の妨げとなる工作物の設置、妨害電波の発射等の7類型が例示され、逆に、それに該当しない行為として、敷地内を望める住宅への居住、私有地での集会等の5類型が例示されたことである。そこでは、反対論の根拠の一つである“曖昧さ”は否定できない。

(2) 対象区域(58カ所)の指定

政府は続いて2022年10月12日に、注視区域として、自衛隊の牧の内訓練場（北海道）、離島の八丈島（東京都）など29カ所、特別注視区域として、自衛隊の根室分屯基地（北海道）、対馬防備隊（長崎県）、離島の沖ノ島（島根県）など29カ所の候補地を提示した。これらの合計58カ所がある5都道県10市町からの意見聴取を経て、同年12月27日に区域指定の告示が行われ、2025年までに最終的に約600カ所以上を指定する方針である。

選定の基準は、「無人の国境離島」「警戒監視・情報機能」や「人の目が行き届きにくく、現地現況の把握が困難」等だが、今後の具体的指定には、土地所有者や自治体の意向（反対）を含めて、右余曲折（猛反発）が予想される。

3 本法制定の社会的背景と制定の経緯

(1) 本法制定の社会的背景

近時、国境離島や防衛施設周辺等の土地の所有・利用をめぐっては安全保障上の懸念が示されてきた。たとえば、長崎県対馬市では海上自衛隊対馬防備隊の周辺土地、北海道千歳市では航空自衛隊千歳基地の周辺土地について、経済合理性を見出しがたい、外国資本による取得が発生し、地域住民や国民の間に不安が広がっていた。

そんな状況下、2013年12月17日に閣議決定された「国家安全保障戦略」において、安全保障上重要な施設や国境に関する離島の機能を妨害する行為を防止する必要性が国家的意志として初めて明確に認識され、「国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する」との方針が示された。続いて、2018年5月15日に閣議決定された「海洋基本計画」においても、国境離島について同様の方針が示された。

これを踏まえ、防衛省は2013年から約650の防衛施設の隣接地について調査を実施し、内閣府総合海洋政策推進事務局も、2017年から国境離島の領海基線の近傍の土地について調査を実施した。これによって情報収集は一定程度進展したが、制度上の裏づけのない調査には限界があった。また、仮に土地の不適切な利用実態が把握できても、それに対応する有効な手段がないことの不安が浮き彫りになった。

安全保障をめぐる国際情勢が緊迫化する中で諸外国では土地の所有・利用をめぐる問題意識が高まり、安全保障の観点から投資管理を強化する動きが強まっている。たとえば、米国では、外国資本等による米国企業や事業への投資管理を行うCFIUS（対米外国投資委員会）の機能が強化され、2020年2月からは直接投資に加え、不動産投資も審査の対象とされている。このような諸外国に比べると、日本の無策ぶりは際立っていた。

(2) 本法制定のきっかけと経緯

本法制定の直接のきっかけは、2020年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」としたことである。これを受けて、同年10月12日、小此木八郎国務大臣の下に「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」を設置し、同年12月24日に「国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について」と題する報告を受けて、2021年3月26日に本法案を閣議決定し、

閣法として、同日、第208回通常国会に提出され、同年5月11日から衆議院の審議が開始した。野党は「憲法違反」「人権侵害法案」等と猛反発したうえ、法案審議の参考人は3人だけ（与党が推薦した公益財団法人東京財團政策研究所研究員の吉原祥子氏と、野党側から防衛ジャーナリストの半田滋氏、弁護士の馬奈木巖太郎氏）、審議時間は衆参合計26時間程度しかなかった。また、連立与党の公明党から難色が示されたため、法案には個人情報の保護に十分配慮する等の留意事項（3条）や注視区域の指定について経済的・社会的観点から留意すること等の修正がされたうえで、同年6月16日に成立し、同月23日に公布された。なお、反対意見が強く、衆議院では、注視区域・特別注視区域の指定の際の地方公共団体からの事前の意見聴取を基本方針に定めることなど16項目にわたる附帯決議が、参議院でも、施行にあたり適切な措置を講すべきであるとして、計17項目の附帯決議がされている。本法は2022年6月1日にその一部（土地等利用状況審議会に関する部分等）が施行され、9月20日に全面施行された。

（3）施行をめぐる対照的な二つの社説

本法の施行をめぐって、朝日新聞は「土地規制法 慎意的運用 懸念拭えず」（2022年9月25日）、産経新聞は「土地規制法が施行 積極活用こそが国民守る」（同年10月10日）と題する対照的な社説を発表した。

前者はまさに性悪説。国の防衛の必要性を盾に基本的人権が不正に侵害されることのないよう、恣意的な運用や過度な介入に警鐘を鳴らしている。それに対して後者は、安保環境の厳しさ、外国資本による土地の買収の中、監視を強化するのは当然、規制内容はなお不十分でさらなる充実が不可欠だという性善説の立場で本法を支持し、規制が骨抜きにされ、国民の安全が脅かされることがあってはならないと正反対の警鐘を鳴らしている。

4 本法が提起した論点あれこれ

2021年10月に菅義偉内閣の後を継いで成立した岸田文雄内閣は2022年7月10日の参議院議員選舉に勝利し、“黄金の3年”を入手した。しかし、

同月8日の銃撃事件で安倍元内閣総理大臣が死亡した後、多くの自民党員と旧統一教会（現・世界平和統一家庭連合）との接点・癒着問題が発覚し、山際大志経済再生担当大臣の辞任（更迭）等につながった。そんな状況下、岸田内閣総理大臣は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の第210回臨時国会での成立を約束し、会期末の同年12月10日、共産党を除く与野党協議による異例の合意によってギリギリ成立させた。同法の内容には不十分な点もあるが、成立には意義がある。それが野党を含む大方の評価である。それに対して、本法への野党の反発は強く、各界から大量かつ詳細な反対意見や撤回を求める声明が出ている。

このように、本法は「おわりに」で触れる平和安全法制と同じく、典型的な与野党対立法案であるため論点は多い。以下、そのうちの代表的な4点を列記する。

（1）本法の必要性（立法事実の存否）

本法制定の社会的背景（動機）は、前述のとおり外国資本による自衛隊施設周辺や離島の土地の購入問題である。しかし、その実態は明確にされていないうえ、それによって具体的に何らかの問題が発生したという事例もない。したがって、それを想定したうえで、土地の利用を規制する本法を制定する必要性（立法事実）はない。それが本法に反対した野党の基本的主張である。

それに対して政府は、確かに具体的な問題はいまだ発生していないが、問題発生後では遅い。まずは実態調査をし、問題発生を事前に防止するための手を打つこと（立法措置）が不可欠だと主張した。

しかし、2021年5月16日の衆議院での集中審議を中心とする国会議事録を精査しても、その点の議論は不十分でかみ合っていない。与野党が互いに言い放しのうえで強行採決に至っている、というのが筆者の実感である。

（2）憲法41条違反・罰刑法定主義違反

本法の条文を精読すればわかるとおり、重要な事項を法律で定めず、「基本方針」に定めるべき機能阻害行為の具体的な内容等を閣議決定に委ねて

いるうえ、「政令で定める」とする条項が非常に多いことから、本法は、国会を国の唯一の立法機関と定める憲法41条違反である。

また、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金をはじめとする多くの罰則を伴う規制立法であるにもかかわらず、要件が不明確・無限定なまま刑罰を科す本法は罪刑法定主義に違反している。

さらに、本法は基本的人権やプライバシーを侵害するおそれがある。第二東京弁護士会や神奈川県弁護士会の意見書はそのような法的観点から本法の問題点を指摘しているが、性悪説の立場に立てば、私もこれらの主張に同感である。しかし、そうかといって外国資本による重要土地の買い占めを無防備に見逃していいのか。それを防止するためには本法のような規制法が不可欠なのではないだろうか。筆者は今、そんなハムレット的悩みの真っ只中にある。

(3) 対象区域の指定

対象区域（注視区域と特別注視区域）の第一次指定は大反響を呼んだが、そもそもこれは、内閣総理大臣が5条と12条の要件に該当すると認める区域を、関係行政機関の長との協議、土地等利用状況審議会の意見を聴いて指定するものである。

土地等利用状況調査（6条）では関係行政機関はもとより土地等の利用者も対象になるから、その調査対象は広い。報告の徴収等（8条）、勧告および命令（9条）、損失の補償（10条）等もある。さらに、特別注視区域では土地建物の売却の際の事前届出が義務づけられるから国民への影響は大きい。そのため、政権与党である公明党との調整が難航し、基本方針で定めるべき「注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項」に「当該指定に関し、経済的社会的観点から留意すべき事項を含む」との条項が付加されたほどである。

ちなみに、1980年代後半の土地バブル対策として1987年10月に「緊急土地対策要綱」が閣議決定され、土地の投機的取引を規制するため国土利用計画法に基づく「監視区域」の制度が創設された。土地取引を許可制とする、“伝家の宝刀”ともいえる「規制区域」までは踏み切れなかったものの、

売買価格等の届出を義務づけた同制度は、私法取引に行政が関与するわが国では稀有なものであった。土地バブルの解消に最も有効に（劇的に）効いたのは、大蔵省と銀行による「不動産融資の総量規制」だが、監視区域が果たした役割も大きかった。特別注視区域における私人間の土地取引の届出を義務づける本法は、その「監視区域」と同じように“薬莢”として効く（本法の目的達成に寄与する）のか、それとも、私人（所有者）の権利を妨害するだけのものになるのか、が注目される。

他方、指定基準をめぐる国会での審議は不十分といわざるを得ないから、今後の具体的指定をめぐっては各区域・事例ごとに土地所有者や住民との間の対立が想定される。“台湾有事”をめぐつて直ちに問題となる南西諸島が（島ごと）指定されるのは確実視されているが、ひょっとして“米軍基地の島”沖縄は島そのものが指定されるのだろうか。それから、対象区域の数や面積はどうなるのだろうか。第一次指定の注視区域29カ所、特別注視区域29カ所は2022年内に指定が完了したものの、2025年までに最終的に600カ所以上を指定するとの政府の方針がスムーズに実行できるか否かは予断を許さない。それはウクライナや台湾情勢そして北朝鮮の動向にも絡む問題だが、それ以上に、土地所有者が安全保障についての問題意識や本法の問題意識や目的をどこまで理解しているかにかかっていると筆者は考えている。今後、具体的にどのような地域指定がされていくのかを注視したい。

(4) 土地調査・利用規制のあり方

憲法や法律は政令等への委任を認めているが、本法は、重要施設の一つである「生活関連施設」の特定（2条2項3号）、関係行政機関・地方公共団体等へ提供を求める情報の内容（7条1項）、勧告・命令により生じた損失の補償に関する採決の手続（10条3項）等の「政令で定める」事項が非常に多い。基本方針が定める重要施設・国境離島等の機能阻害行為も、法律ではなく閣議決定に委ねている。本法はそもそもそこに問題があるが、調査と規制の枠組みを定める各条項の運用についても問題が多い。

すなわち、本法では、土地等利用状況調査のため、内閣総理大臣は、土地等の利用者に対し、土地等の利用者の氏名、住所、その他政令で定めるものの提供（7条）、当該土地の利用に関する報告資料の提出（8条）を求めることができるうえ、機能阻害行為のおそれがあるときは、利用者等に必要な措置をとるべき勧告をすることができる（9条）。さらに、特別注視区域では、機能阻害行為の有無をチェックするため売買契約等について届出義務を課している。

確かに、これらの調査・事前届出・勧告・利用規制は本法の目的達成のために不可欠なものである。そのため、本法の後押しがなかった前記3(1)の2013年からの調査と2017年からの調査では調査が尽くせなかつたことは理解できる。しかし、どこで、誰に対して、何の調査をするか、誰に対してどんな情報提供を求めるか、それを拒否した場合にいかなる勧告ができ、罰則を科することができるのか等は法治国家たるわが国にあって恣意的であつてはならない重要な事項である。

以上のような、本法が定める調査・規制の枠組みについては、一方では私権を侵害するおそれがあるとの批判が、他方では本法の定めでは十分な調査はできないとの批判がある。ちなみに、国会論議の中で政府は、調査の一環として現地確認は行うが、立入調査は行わないとしていたが、それで調査の実効性は上がるのだろうか。さらに、必要に応じて国が土地を買い取ることも可能だが、売るかどうかはあくまで所有者の意思で強制収用のような制度ではない。

神奈川弁護士会の意見書は詳細で多岐にわたる反論だが、日本弁護士連合会会長声明は短いものの、これらの調査・規制に絞って、最終的に、「本法案は、思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権、財産権などの人権を侵害し、個人の尊厳を脅かす危険性を有するとともに、曖昧な要件の下で刑罰を科すことから罪刑法定主義に反するおそれがある」と批判している。この論点は運用のいかんによって当否が分かれるから、しっかりした運用の監視が不可欠である。

5 おわりに

(1) 平和安全法制や安全保障関連三文書との関係

本法は、①イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（以下、「イラク特措法」という）、②平和安全法制、③安全保障関連三文書（国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画）の改定問題にも絡む重要な法律である。

人道復興支援と安全確保支援を2本柱とする2003年～2009年の自衛隊のイラク派遣はイラク特措法に基づくもので、非戦闘地域に限定させていたとはい、自衛隊創設以来初の陸上部隊の派遣は大きな議論を呼んだ。

続いて、2015年9月に成立した平和安全法制は自衛隊法の改正と10本の法律からなる複雑・膨大な体系だが、その核心は、①周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律を改正した重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、②武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の2本にある。これらが定める重要影響事態・国際平和共同対処事態・存立危機事態という“三つの事態”をどう解釈すべきかは、④2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻、⑤北朝鮮の相次ぐミサイル発射、⑥2022年8月3日のナンシー・ペロシ下院議長の台湾訪問を契機として勃発した台湾周辺海域での米中間の軍事的緊張という、近時の緊迫した情勢の中で急浮上している。

他方、2022年12月16日に閣議決定した、安全保障関連三文書の改定は「歴史的な大転換」と報じられるほど重要な内容だが、国会審議を全く経ず閣議決定でなされており、国民の理解も全然追いついていない。また、三文書改定とともに焦点になった防衛費の大幅増額問題（2027年までにGDP比2%程度に増額）も、2023年1月からの第211回通常国会での激論が必至である。安倍長期政権ですらなし得なかった三文書改定や防衛費増額を実現させた岸田内閣総理大臣の手腕をどう

評価すべきかは難しいが、支持率の低下、派閥力の変化等によっては、“黄金の3年”を食いつぶしてしまう危険もある。

(2) 本法の正しい運用への国民の監視

本法は基本方針が決まり、注視区域と特別注視区域の第一次指定が2022年末に決まったが、「はじめに」で提示したように、本法は平和安全法制や安全保障関連三文書と絡む内容を定めた重要な法律である。そのため、今後の運用には深刻かつ大規模な対立が予想される。

筆者は本法の問題意識や目的は正当だと考えているが、三権分立、基本的人権の尊重、プライバシーの保護等を厳格に守る必要があるのは多くの反対意見が指摘するとおりである。

他方、憲法9条の存在と「平和憲法を守れ」の掛け声だけで、わが国が戦後80年近く平和を維持し、経済的な成長・繁栄を遂げてきたわけではない。昨今の厳しい情勢下、2021年5月には「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という）も成立した。経済安全保障推進法の問題意識や目的は本法と共通するもので、経済安全保障推進法は“台湾有事”的想定など、性悪説の立場から立法化されている。高市早苗経済安全保障担当大臣の掛け声の中、2022年12月20日には、海外からの供給が途絶えると経済活動や日常生活に支障を来す「特定重要物資」として、半導体や蓄電池など11分野の指定が閣議決定されている。

もう一度繰り返せば、本法の問題意識や目的は正当で、昨今の安全保障をめぐる国内外の厳しい

情勢を考えれば不可欠なものだが、その正しい運用は難しい。善意で正しく運用されればよいが、悪く運用されると、国民の基本的人権やプライバシーを侵害する“天下の悪法”となりかねない。反対意見が指摘する本法の問題点は、性善説に立てばもっともなものが多いから、政府は心して本法の運用をめざす必要がある。他方、政府が本法を正しく運用できるか否かは、ひとえに民主主義国家たる日本国民の本法に対する関心度・理解度、そして本法の運用の監視にかかっていることを肝に銘じなければならない。

(3) 法律専門家の役割

最後に、本法と弁護士・司法書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士等、法律専門家の役割について触れておきたい。本法の土地等の調査は不動産登記事項証明書や住民基本台帳等の公簿収集から始まり、利用状況の調査は所有者等からの報告や現況調査になるが、そこでは調査側のスタッフとして司法書士や土地家屋調査士が不可欠である。さらに、国による損失補償（10条）や買入れ（11条）等の局面では、不動産鑑定士の関与が不可欠である。さらに、行政からの調査要請にどこまで応じるべきか、不当と思える要求・介入があればどう対処すべきか、懲役・罰金の刑罰が科せられそうになった場合の対応はどうするか等については弁護士への相談・依頼が不可欠である。

このように、本法が定める調査・規制にかかる各条項の運用については、さまざまな局面で法律専門家が果たすべき役割があることを肝に銘じておく必要がある。

▶令和4年に法律名も改正された「宅地造成及び特定盛土等規制法」について、法律制定の背景・沿革を踏まえつつ、新旧対照・逐条解説により、深く理解できる！

新旧対照・逐条解説 宅地造成及び特定盛土等規制法

弁護士 坂和章平 著 A5判・273頁 定価 3,410円（税込）

発行 民事法研究会

